所得税と消費税に関する納税協力費比較

横 山 直 子

キーワード:所得税、消費税、源泉徴収制度、納税協力費

1. はじめに

わが国における所得税と消費税に関する納税協力費は、それぞれの特徴を有している。 所得税については、例えば給与所得の所得税と事業所得の所得税に関する納税協力費など 源泉徴収所得税と申告納税所得税について各々の納税協力費の特徴がある。一方、現在、 消費税に注目がかなり高まっている中で、納税協力費という視点からその方向性をみるこ とは重要である。本稿では、消費税の納税協力費が所得税の納税協力費と比較してどのよ うな特徴があるのか、所得税と消費税の納税協力費の関係はどのようなものであるのかと いう観点から分析を行う。所得税、消費税の納税協力費を測定し、その大きさを比較しな がら特徴を詳細に分析することで、所得税、消費税の納税協力費を低くする方策について みることができる。納税協力費を低くする要因として挙げられるものについて明らかにす るために、本稿では、まず、所得税、消費税の納税協力費の大きさを測定した上で、その 特徴をしっかりとつかむことからはじめ、どのような要素が納税協力費の大きさに影響を 与えているのかを明らかにしたい。そしてそれを踏まえた上で、所得税と消費税の納税協 力費の方向性について分析を深める。

納税協力費に関する研究はイギリスにおいてサンフォード(Sandford, C.)教授¹⁾を中心とした研究が有名で詳細な分析が数多く行われており、本稿では納税協力費に関して、サンフォード教授らによる研究を参考にしながらわが国の所得税、消費税における納税協力

草稿提出日 11月13日

最終原稿提出日 1月9日

[†]大阪産業大学経済学部 教授

¹⁾ 納税協力費に関して, Sandford, C., M. Godwin and P. Harwick (1989), Sandford, C. (ed.) (1995), Sandford, C. (2000) を参考にしている。

費について検討を行う²⁾。これまでに筆者(横山)も徴税費や納税協力費に関する研究(例えば横山直子(1998),(2000),(2009),(2010),(2011a),(2011b)など)を数多くおこなってきている。本稿ではこれまでの研究をさらに進めて緻密に分析を行い,所得税,消費税に着目し、各納税協力費を比較しながらその特徴と方向性を明らかにする。

本稿では第1に、所得税と消費税の納税協力費の大きさを測定するが、納税協力費の値についてはサンフォード教授らの研究を参考にしながら税理士に支払う報酬額や新たに所得税、消費税の納税協力費に影響を与える要素を詳細に考え合わせることなどから納税協力費の値を算出する。第2に、所得税、消費税の納税協力費の特徴を多面的角度からよくみてつかみ、納税協力費の大きさに影響を与える要素について明らかにし、第3に、所得税と消費税の納税協力費の方向性について明らかにする。

2. 所得税と消費税に関する納税協力費の測定と比較

納税協力費について、サンフォード教授らはさらに次の3つのように分類している³。 ①金銭的コスト(money costs),②時間的コスト(time costs),③心理的コスト(psychic or psychological costs)である。金銭的コストとは、納税者が税理士に支払う報酬、税の計算を担当する従業員に対するコストなど、時間的コストとは、納税者の申告書作成に必要な時間などであり、心理的コストは、納税者が納税を行うことに際して心配な気持ちをもつことなどに関するコストである。

これまでに筆者(横山)は例えば横山直子(2011a)、(2011b)において所得税、消費税に関する納税協力費を算出しており、納税協力費測定についてこれらを参考にしさらに発展させながら、本稿では加えて所得税、消費税の納税協力費に影響を与える要素を詳細に考え合わせ所得税、消費税の納税協力費の特徴を一層加味して算出する4。納税協力費

²⁾ サンフォード教授らの研究では、税制が機能する中でのコストについて、徴税側、課税当局が負担する公共部門のコスト(administrative costs(以下、徴税費))と納税者が負担する民間部門のコスト(compliance costs(以下、納税協力費))と、両者を合わせたコスト(operating costs(以下、広義の徴税費))に分類されており(この点について、Sandford、C、M. Godwin and P. Harwick(1989)、chap.1、pp.3-23を参考)、本稿においてもこれらの分類を参考にしながら納税協力費について検討を行う。

³⁾ これら納税協力費に関する3つの分類や内容については、Sandford、C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考。

⁴⁾ 所得税,消費税の納税協力費の算出方法や説明について横山直子 (2011a), (2011b) などを参考。各税の納税協力費算出にあたっては,税理士に委託する場合を想定し『税理士報酬規定』(近畿税理士会)を基準として用いて擬制計算を行っている。本稿ではこれに加えて所得税,消費税の納税協力費に影響を与える要素を詳細に考え合わせることなどから納税協力費の値を算出する。

測定に関して本論文における大きな特徴は、納税協力費の測定について金銭的コスト、時間的コスト、心理的コストに分類して算出していることである。金銭的コストは、「税務書類の作成報酬」(『税理士報酬規定』(近畿税理士会)以下、『税理士報酬規定』),時間的コストは「税務代理報酬」(『税理士報酬規定』),心理的コストは、「税務相談報酬」(『税理士報酬規定』)を基準として算出することとする。なお、この「税務相談報酬」は『税理士報酬規定』にて、口頭によるものの場合、1時間以内20,000円とされているので、所得税、消費税ともに心理的コストは20,000円であるとして計算を行う。

2.1 所得税の納税協力費

2.1.1 申告所得税納税者(事業所得)の納税協力費の測定

『税理士報酬規定』(近畿税理士会)では、所得税に関する税務書類の作成報酬について 税務代理報酬の30%相当額とされているため、総所得金額基準の最少額の分類における税 務代理報酬60,000円の30%相当額の18,000円を税務書類作成報酬額、つまり金銭的コスト とし、(税務代理報酬額)60,000円を時間的コストとする。

つまり、申告所得税納税者(事業所得)の納税協力費は、一人あたり、98,000 (=18,000 +60,000 + 20,000) 円となる。

2.1.2 源泉所得税納税者(給与所得)の納税協力費の測定

給与所得に関する源泉所得税納税者の納税協力費については、心理的コストについて測定するとし、一人あたり20,000円であるとする。

2.1.3 源泉徴収義務者の納税協力費の測定

給与所得に関する所得税について源泉徴収義務者に関する納税協力費は、年末調整事務に関するコストを基準として算出するが、『税理士報酬規定』(近畿税理士会)では、税務 書類作成報酬に関して年末調整関係書類について、1事案につき20,000円、10件を超えて 作成するときは1件増すごとに2,000円加算するとされているため、時間的コスト、金銭 的コストともに20,000円とする。

つまり給与所得に関する所得税について源泉徴収義務者に関する納税協力費は,一人あたり60,000 (=20,000+20,000+20,000)円となる。

2.2 消費税の納税義務者の納税協力費

『税理士報酬規定』(近畿税理士会)では消費税に関する税務書類の作成報酬について税務代理報酬の50%相当額とされ期間取引金額別に定められているが、一般申告と簡易申告の2つに報酬額を分類した上で納税協力費の算出をおこない、『税理士報酬規定』では、

大阪産業大学経済論集 第14巻 第2号

期間取引金額5,000万円未満の場合税務代理報酬を80,000円とされているので(時間的コスト80,000円),50%相当額の40,000円を簡易申告の場合の税務書類作成報酬額,つまり金銭的コストと考え,一般申告については期間取引金額の最高額の分類における税務代理報酬150,000円(時間的コスト150,000円)の50%相当額75,000円を税務書類作成報酬額,つまり金銭的コストとする。

消費税の納税義務者に関する納税協力費は、一般申告の場合一人あたり245,000 (=75,000 + 150,000 + 20,000) 円、簡易申告の場合一人あたり140,000 (=40,000 + 80,000 + 20,000) 円となる。

一般申告,簡易申告について上述のように納税協力費を測定し,個人事業者と法人の合計件数50より一般申告,簡易申告それぞれ計算をおこなって各金額の合計額を算出し,さらに還付申告について(一般申告と同様の報酬額とする)の納税協力費も同様に計算した上で算出された金額に加えて消費税に関する納税協力費の値を算出している。

なお①式のように各税の納税協力費の値(COMPCSi)を各税の税収(TRi)で割って 各税の100円あたりの納税協力コスト(COMPCi)を算出している(i は各税を表し、TRi は各税の税収、COMPCi は各税の納税協力コストを表している)。

$COMPCi = COMPCSi / TRi \times 100 \cdots (1)$

2.3 所得税と消費税の納税協力費比較

ここでは、上述2.2で測定している所得税、消費税に関する納税協力費の大きさを比較 しながらその特徴を探ることとする。

表1,図1は,所得税と消費税の納税協力費について比較しているものである。上述2.2 にて測定している各税一人あたりの納税協力費より,それぞれの税の納税協力費について算出を行い比較している。特徴の第1は,源泉所得税納税者(給与所得)の一人あたり納税協力費は小さいが,納税者数が多いため源泉所得税納税者(給与所得)の納税協力費は大きくなっている点である。第2の特徴は,消費税の納税協力費はかなり大きいということである。第3の特徴として,申告所得所得税納税者(事業所得)の納税協力費は,源泉所得税,消費税の納税協力費の値と比較すると小さいという点が挙げられる。

続いて、表2、図2は、所得税と消費税の納税協力コストについて比較しているものである。上述のように測定している各税の納税協力費に関して、申告所得税(事業所得)、

⁵⁾ 国税庁編(平成20年度版)『国税庁統計年報書』における消費税、納税申告(一般・簡易申告)件数、 還付申告件数(いずれも個人事業者、法人の合計件数)より計算。

所得税と消費税に関する納税協力費比較(横山直子)

主 1	所得税と消費税の納税協力	典ル畝	(亚出20年)
		台 に悪い	(平かんり年)

	申告所得税納税者	源泉所得税納税者	源泉徴収義務者	消費税 (個人事業者, 法人等)
納税協力費 (百万円)	162,506	767,300	224,743	711,639
申告・源泉納税者数,源泉徴収義 務者,消費税(個人事業者,法人) など(人,社)(件)	1,658,222	38,365,000	3,745,714	3,538,378

(単位:百万円,人,社,件)

出所) 国税庁編 (平成20年度版) 『国税庁統計年報書』, 『税理士報酬規定』(近畿税理士会) によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989) における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出, 測定している。横山直子 (2011a) (2011b) についても参考。

注) 申告所得税納税者(事業所得),源泉所得税納税者(給与所得),源泉徴収義務者(給与所得に関する所得税について), 消費税に関する納税協力費についてみている。

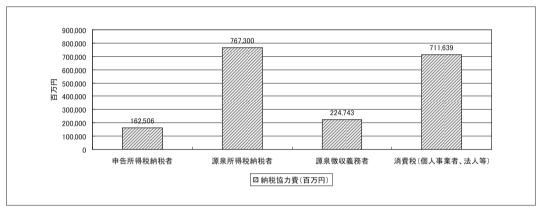


図1 所得税と消費税の納税協力費比較(平成20年)

- 出所) 国税庁編(平成20年度版)『国税庁統計年報書』,『税理士報酬規定』(近畿税理士会)によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989) における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出,測定している。横山直子(2011a)(2011b)についても参考。
 - 注)申告所得税納税者(事業所得),源泉所得税納税者(給与所得),源泉徴収義務者(給与所得に関する所得税について),消費税に関する納税協力費についてみている。

源泉所得税(給与所得),消費税に関する納税協力コストについて算出を行い比較している。 源泉所得税(給与所得)については,源泉所得税納税者と源泉徴収義務者に関するそれぞれの納税協力費を合わせて,源泉所得税(給与所得)に関する納税協力コストを算出している。特徴の第1は、申告所得税(事業所得)の納税協力コストはかなり大きいという点である。第2の特徴は、納税協力コストの視点からみると、消費税の納税協力コストは申告所得税の納税協力コストの値と比較すると小さいということである。

大阪産業大学経済論集 第14巻 第2号

表2 所得税と消費税の納税協力コスト比較(平成20年)

	申告所得税	源泉所得税	消費税
納税協力コスト(円/税収100円あたり)	30.766	11.596	9.821
税収 (百万円)	528,199	8,555,100	7,246,225

(単位:百万円、納税協力コストは円/税収100円あたり)

- 出所) 国税庁編(平成20年度版)『国税庁統計年報書』、『税理士報酬規定』(近畿税理士会)によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick(1989)における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出、測定している。横山直子(2011a)(2011b) についても参考。
- 注)申告所得税(事業所得),源泉所得税(給与所得),消費税に関する納税協力費についてみている。消費税収は納税申告税 額から還付申告税額を引いた額である。

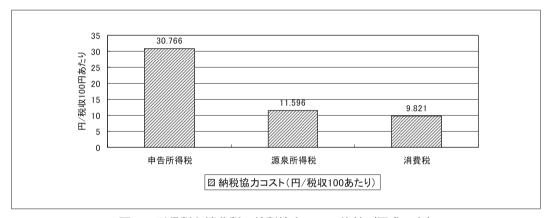


図2 所得税と消費税の納税協力コスト比較(平成20年)

- 出所) 国税庁編(平成20年度版) 『国税庁統計年報書』, 『税理士報酬規定』(近畿税理士会) によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989) における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出、測定している。横山直子(2011a)(2011b)についても参考。
 - 注) 申告所得税(事業所得),源泉所得税(給与所得),消費税に関する納税協力費についてみている。消費税収は納税申告税額から還付申告税額を引いた額である。

3. 所得税・消費税に関する納税協力費の大きさに影響を与える要因

所得税,消費税の納税協力費の値を踏まえて、それぞれの納税協力費の特徴をしっかり とつかみ、各納税協力費について、どのような要素が納税協力費の大きさに影響を与えて いるのかを明らかにする。

所得税については、申告所得税と源泉所得税の間の比較も行うが、さらに源泉所得税に関しては、源泉所得税納税者と源泉徴収義務者について、納税協力費に影響を与える要因についてみることとする。

3.1 所得税の納税協力費に影響を与える要因

3.1.1 申告所得税納税者(事業所得)

申告所得税納税者については、「申告により所得税を納付する義務のある人はその年の翌年2月16日から3月15日までの間に所轄の税務署長に対して確定申告をする 6 」ことになる。また、「確定申告により確定した所得税額については、申告期限である3月15日までに 7 」納める必要がある。

事業所得に関する所得税納税者について、青色申告者の場合、原則として正規の簿記の原則に従い必要な帳簿に記録するのであるが、青色申告者については、事業専従者給与の必要経費算入や青色申告特別控除の適用など、所得計算上あるいは申告や納税の手続の上で様々な特典が認められている8)。

申告所得税納税者について、納税協力費に関連して次のような点がいえる。

- ① 確定申告書について正確に計算、作成するために本等を購入して理解を高める。
- ② 帳簿に記録を行う。
- ③ 税理士に申告に関する税務書類作成事務を委託する。
- ④ 税金の計算を行い、申告書を作成し、確認する。
- ⑤ 確定申告の際、提出が必要な書類を準備する。
- ⑥ 確定申告の際、税務署に行く。

これらのうち、納税協力費の金銭的コストは①、③、⑥、時間的コストは②、④、⑤、⑥、心理的コストは④、⑤であろう。さらに細かくみれば、(①に関連して)税に関する本等をどのくらい購入するのか、(③に関連して)税理士に委託するかどうか、(⑥に関連して)税務署までの距離がどのくらい遠いかどうかなど様々な場合が考えられるが、ここでは、いずれも納税協力費の大きさに影響を与える要因としてとらえることとする。

3.1.2 源泉所得税納税者(給与所得)

給与所得に関する所得税について、源泉所得税納税者の納税協力費の負担はかなり低いといえる。それでは、源泉徴収納税者はどのような納税協力費を負担しているのであろうか。

給与所得者であっても例えば給与の収入金額が2,000万円を超える場合,確定申告書を 提出する必要があり、また、雑損控除や医療費控除などの適用により税金の還付を受ける

⁶⁾ 諏訪園健司編著 (2011), p.112参考。

⁷⁾ 諏訪園健司編著 (2011), p.112参考。

⁸⁾ 諏訪園健司編著 (2011), pp.110-111参考。

ためにも確定申告が必要である9)。

しかし、多くの給与所得に関する所得税納税者は、税が源泉徴収されるため源泉徴収義 務者が納税協力費を負担することになる。そのためここでは、源泉所得税納税者に関する 納税協力費については、心理的コストのみとする。

3.1.3 源泉徴収義務者(給与所得に関する所得税について)

給与所得に関する所得税について、源泉徴収義務者は、給与所得者に関する月々の税の計算、源泉徴収事務に加えて、年末調整事務を行うため、かなり大きな納税協力費を負担しているといえる。納税協力費の視点からみると特に年末調整は重要であるため、ここでは年末調整について注目する。図3は年末調整のしかた、年末調整の事務手順についてである¹⁰⁾。

図3より、納税協力費の大きさに関連しているものが多いことがわかるが、給与所得税 に関して源泉徴収義務者の納税協力費について次のような点がいえる。

- ① 給与所得に関する所得税の源泉徴収について正確に(計算等を)行うため本等を購入して理解を高める。
- ② 月々の税の計算。
- ③ 月々の源泉徴収事務。
- ④ 税計算を担当する従業員に関するコスト。
- ⑤ 税理士に給与所得(所得税)に関する年末調整事務を委託する。
- ⑥ (年末調整に関して) 必要書類を集める。
- (7) (年末調整に関して) 税の計算を行う。
- ⑧ (年末調整に関して) 還付または徴収、納付を行う。

これらのうち、納税協力費の金銭的コストは①、④、⑤、時間的コストは②、③、⑥、⑦、⑧、心理的コストは②、③、⑦、⑧であろう。さらに細かくみれば、申告所得に関する納税協力費と同様に、(①に関連して)税に関する本等をどのくらい購入するのか、(③に関連して)税理士に委託するかどうかなど様々な場合が考えられるが、ここでは、いずれも納税協力費の大きさに影響を与える要因としてとらえることとする。

3.2 消費税の納税協力費に影響を与える要因

課税事業者は、課税期間ごとに、原則としてその課税期間の末日の翌日から2月以内に

⁹⁾ 諏訪園健司編著 (2011), p.112参考。

¹⁰⁾ 国税庁『年末調整のしかた(平成20年分)』を参考。

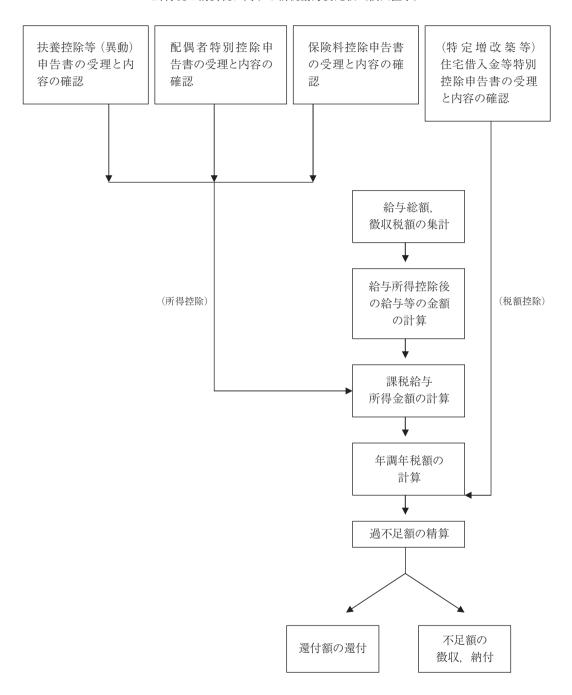


図3 年末調整の事務手順

出所) 国税庁『年末調整のしかた (平成20年分)』p.9より。

大阪産業大学経済論集 第14巻 第2号

消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額を納付することとされている¹¹⁾。 課税期間は原則として1年である¹²⁾。

消費税の納税義務者について、納税協力費に関連して次のような点がいえる。なお、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合に簡易課税制度が適用される¹³⁾。そのため、(④に関連して)税の計算に関する時間は、簡易申告の場合、比較的少なくなるといえる。

- ① 消費税に関する確定申告書について正確に計算、作成するために本等を購入して理解を高める。
- ② 帳簿に記録を行う。
- ③ 税理士に申告に関する税務書類作成事務を委託する。
- ④ 税金の計算を行い、申告書を作成し、確認する。
- ⑤ 確定申告の際、提出が必要な書類を準備する。
- ⑥ 確定申告の際. 税務署に行く。

これらのうち、納税協力費の金銭的コストは①、③、⑥、時間的コストは②、④、⑤、⑥、心理的コストは④、⑤であろう。さらに細かくみると、例えば③に関連して税理士に委託するかどうかなど様々な場合が考えられるが、ここでもいずれも納税協力費の大きさに影響を与える要因としてとらえることとする。

3.3 所得税と消費税の納税協力費要因比較

上述3.1, 3.2でみてきていることを通して、ここでは所得税と消費税に関する納税協力費に影響を与える要因についてみることにする。

表3は、わが国における納税協力費について金銭的コスト、時間的コスト、心理的コストしてどのようなものが考えられるか例を挙げ、申告所得納税者(事業所得)、源泉徴収納税者(給与所得)、源泉徴収義務者(給与所得に関する所得税について)、消費税の納税義務者がどのような納税協力費を負担しているのかをみたものである。表3について、納税協力費を負担していると考えられる場合、〇で表している。

¹¹⁾ 小林幸夫編 (2010), p.300参考。詳細については, 小林幸夫編 (2010) を参考。なお, 課税期間の翌日から2ヵ月後に消費税額を納付することを考える場合, 事業者はその間, ベネフィットをうけることになるが, 消費税のベネフィットについては, Sandford, C., M. Godwin, P. Hardwick and M.Butterworth (1981), chap.2, Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.8における測定方法を参考にし, 横山直子 (2011b) にて日本の場合の値について測定しているので参照。

¹²⁾ 小林幸夫編 (2010), pp.54-63参考。

¹³⁾ 小林幸夫編(2010), p.248参考。

所得税と消費税に関する納税協力費比較(横山直子)

表3 わが国における所得税・消費税に関する納税協力費の内容

;	納税協力費の内容	申告所得 納税者	源泉徴収 所得納税者	源泉徴収義務者	消費税 納税義務者
[金銭的コスト]	税計算等に必要な知識を得るた めのコスト (本の購入等)	0	(△)	0	0
[金銭的コスト]	税理士の報酬のコスト	0	(△)	0	0
[金銭的コスト]	税務署に出かけるための交通費	0	(△)	0	0
[金銭的コスト]	税計算担当の従業員に関するコ スト			○ (月々の税の計算、源泉徴収と年末調整に関するコスト等)	0
[時間的コスト]	税に関する申告書の作成にかか る時間	0	(△)	○ (月々の税の計算、源泉徴収と年末調整に関する時間コスト等)	0
[時間的コスト]	税務署に出かけるための時間	0	(△)	0	0
[時間的コスト]	納税に関して必要な書類を集め る時間	0	(△)	0	0
[時間的コスト]	税の計算を行う時間	0	(△)	○ (月々の税の計算、源泉徴収と年末調整に関する時間コスト等)	0
[心理的コスト]	税の計算を行い、税に関する申告書を作成することについて正確にできているかどうかという 心配	0	0	0	0
[心理的コスト]	税に関する理解の大きさに関する心配 (さらに税負担が大きくなるのではという心配)	0	0	0	0

出所)表 3 は、Sandford,C. M.Godwin and P.Hardwic (1989), chap.l, pp.10-12、Sandford,C. (ed.) (1995), pp.90-91に おける、納税協力費に関する分類を参考にしながら、日本の場合について考えて作成している。Sandford,C. M.Godwin and P.Hardwick (1989), p.11に、個人納税者と企業のそれぞれの納税協力費について明瞭に分類されているので参考。横山直子 (2008) についても参考。

表3に示している印に関して各税の納税協力費の特徴について述べると,第1に,源泉 徴収所得納税者は納税協力費の負担がかなり小さいということである。なお,(△)の印を示しているのは給与所得納税者で,税理士に報酬を支払うなど納税協力費を負担している場合もあるという意味である。第2の特徴は,源泉徴収義務者に関する納税協力費はかなり大きいという点である。この点について,年末調整に関わる納税協力費が大きいということに注目したい。第3の特徴は、申告納税所得税、源泉徴収所得税、消費税それぞれにとって、心理的コストの意味は大きいといえるという点である。

4. 所得税と消費税の納税協力費の方向性

上述の所得税,消費税の納税協力費の値,特徴や納税協力費の大きさに影響を与える要因を考え合わせた上で,所得税,消費税の納税協力費を低くする方策や所得税・消費税の納税協力費の方向性について分析を深める。

ここで、消費税の納税協力費の方向性に関して視野を広げてみる視点が重要であることについて触れておく。石(2009)において消費税に関して、課税の目標のトレード・オフの問題について述べられている¹⁴⁾。この点は本論文の視点においても重要であり、納税協力費の方向性を考える際には納税協力費の値の低下ということだけでなく、あらゆる課税の目標についても視野に入れながら望ましい方向を考えなければならない。

本論文の大きな視点の一つは、所得税と消費税の納税協力費比較を通して、納税協力費の大きさに影響を与える要因を明らかにしているということであるので、この納税協力費に影響に与えている要素についてさらに深く分析することが重要である。

注目したいのは次の2点である。第1の点は、所得税、消費税の納税協力費を考える際に重要な視点である納税意識¹⁵⁾についてである。所得税の中でも申告所得税と源泉所得税の納税意識、また、所得税と消費税の納税意識についてもそれぞれの特徴があり、納税協力費を考える際に重要なキーワードになると考える。第2の点は、第1の点に関連して、納税協力費の心理的コスト、心理的側面の視点である。ここでは所得税、消費税それぞれの納税意識と納税協力費の心理的コストに焦点をあてながら進めることとする。

4.1 納税意識の視点

所得税と消費税それぞれの納税意識はそれぞれどのような特徴を有しているのであろうか。納税意識, 負担感について山本栄一(1989)¹⁶⁾ において以下のように述べられている。「間接税は負担そのものが実質的な納税者にとって不明確であることによって負担感が少ないのであって、その点は所得税では徴税方法の如何にかかわらず負担は明らかである。したがって、徴税方法による負担感の相違は主観的心理的な問題であるといえる。¹⁷⁾」

申告所得税納税者,源泉所得税納税者,源泉徴収義務者,消費税の納税義務者さらに消費税負担者に関する納税意識の特徴と納税協力費について、表4は、みているものである。

¹⁴⁾ 石弘光 (2009), pp.40-41を参考。

¹⁵⁾ 納税意識の重要性について、佐藤進(1987)、佐藤進(1990) を参考。

¹⁶⁾ 山本栄一 (1989), pp.190-194参考。

¹⁷⁾ 山本栄一 (1989), p.193参考。

	申告所得税 納税者	源泉所得 税納税者	源泉徴収 義務者	消費税の 納税義務者	消費税の 負担者
税負担額は 明らかであるか	明らか	明らか	明らか	明らか	明らか
負担感	大きい	比較的小さい →多様	大きい	大きい	比較的小さい →多様
納税方法に 関すること	申告納税	源泉徴収	納付書作成の上, 納付	申告,納付	消費のたびに 税負担
納税協力費の 大きさ	小さい	かなり大きい	比較的小さい	大きい	
納税協力コスト	大きい (申告所得税)	小さい (源泉所得税)	小さい (源泉所得税)	小さい (消費税)	

表4 所得税と消費税に関する納税意識の特徴と納税協力費

なお、納税協力コストについては、申告所得税納税者に関しては「申告所得税の納税協力 コスト」、源泉所得税納税者、源泉徴収義務者に関しては「源泉所得税の納税協力コスト」 についてみている。税負担額についてはすべてについて明らかであるが、負担感に関して は、源泉所得税納税者や消費税の負担者について比較的小さく、負担感が大きい場合もあ るなど納税者によって多様であるといえる。

納税意識について、申告所得税納税者、源泉徴収義務者、消費税の納税義務者は納税意識が高く、源泉所得税納税者、消費税の負担者は納税意識が比較的小さい(納税者によって納税意識の大きさは様々である)といえる。納税意識の視点から納税協力費についてみる際には特に心理的コストについてみることが重要でありこの点について次の4.2にてみることとする。

4.2 心理的コストの視点

本論文における上述のように、所得税、消費税ともに、納税協力費における心理的コストは重要な視点として存在している。納税協力費の中で、納税意識に大きな影響を与えられているのは心理的コストであるといえる。心理的コストは、納税者によってその値の大きさも内容も多様であり、納税協力費の心理的コストはかなり大きな値であると思われる。この点に関連して、サンフォード教授らの研究においても、心理的コストについて考え

出所) 山本栄一 (1989) 『都市の財政負担』有斐閣, pp.190-194を参考にしながら、納税協力費、納税協力費についても含めて考えて作成したもの。また、横山直子 (2008) についても参考。

注) 納税協力コストについては、申告所得税納税者に関しては「申告所得税の納税協力コスト」、源泉所得税納税者、源泉 徴収義務者に関しては「源泉所得税の納税協力コスト」についてみている。

ることは非常に重要であると指摘されていて¹⁸⁾, 例えば心理的コストは特に高齢者にとって問題であるなどの点が挙げられている¹⁹⁾。

納税協力費の心理的コストは、(上述、例えば表3でみているように)税の計算等を正確にできているかどうかの心配などに関するコストであるので、納税意識が高いほど心理的コストは小さくする(さらにいえば納税協力費全体を低くする)ことができるといえる。納税協力費の心理的コストが重要であるのは、心理的コストの低下は納税協力費の金銭的コスト、時間的コストの減少にもつながるからでもある。(例えば、上述表3の納税協力費をみてみると)税に関する理解が大きくなり心理的コストが低くなることによって、税の計算を行う時間が少なくなり(時間コスト低下)、さらには金銭的コストの減少にもつながることができるのである。

5. おわりに

わが国における所得税と消費税に関する納税協力費の特徴を一層明確にすることは重要である。本稿では、納税協力費を低くする要因について明らかにするために、所得税、消費税の納税協力費を測定した上で、その特徴をしっかりとつかみながら、納税協力費の大きさに影響を与える要素を明らかにし、さらに所得税・消費税の納税協力費の方向性について分析をおこなった。また、納税協力費測定に関して本論文における大きな特徴は、納税協力費の測定について金銭的コスト、時間的コスト、心理的コストそれぞれの算出より測定したことである。

消費税, 所得税に注目がかなり高まっている中で, 納税協力費という視点からその方向性をみることはとても重要である。

本論文における大きな視点の一つは、所得税と消費税の納税協力費比較を通して、納税協力費の大きさに影響を与える要因を明らかにしていることである。その点からも、本論文において、納税意識と(納税協力費の)心理的コストに注目して分析を深めたことの意義は大きい。納税協力費の心理的コストは、納税意識が高いほど小さくすることができ、さらにいえば納税協力費全体を低くすることができるといえる。納税協力費の心理的コストが重要であるのは、心理的コストの低下は納税協力費の金銭的コスト、時間的コストの減少にもつながるからでもある。

所得税、消費税の納税協力費の方向性については、納税協力費全体が低くなるというこ

¹⁸⁾ この点に関して、Sandford,C. (ed.) (1995) p.92、Sandford,C. (2000) p.132を参考。

¹⁹⁾ この点に関して, Sandford,C. (ed.) (1995) p.92を参考。

所得税と消費税に関する納税協力費比較 (横山直子)

とに注目すべきであり、その意味でも納税協力費の大きさに影響を与える要因について明らかにすることは、とても重要なのである。また、所得税、消費税の納税意識と心理的コストは、それぞれ多様な特徴を有しているということを十分に考え合わせることが重要である。

【参考文献リスト】

Sandford, C., M. Godwin, P. Hardwick and M.Butterworth (1981), *Costs and Benefits of VAT*, Heinemann Educational Books.

Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), Administrative and Compliance Costs of Taxation, Fiscal Publications, Bath.

Sandford, C. (ed.) (1995), More Key Issues in Tax Reform, Fiscal Publications, Bath.

Sandford, C. (2000), Why Tax Systems Differ, A Comparative Study of the Political Economy of Taxation, Fiscal Publications, Bath.

石弘光(2009)『消費税の政治経済学』日本経済新聞出版社.

近畿税理士会(昭和55年10月制定,平成6年6月一部改正)『税理士報酬規定』

国税庁『年末調整のしかた(平成20年分)』

国税庁編(平成20年度版)(各年度版)『国税庁統計年報書』大蔵財務協会.

小林幸夫編(2010)『図解消費税(平成22年版)』大蔵財務協会.

佐藤進(1987)『文学にあらわれた日本人の納税意識』東京大学出版会.

佐藤進(1990)『日本の租税文化』ぎょうせい.

諏訪園健司編著(2011)『図説日本の税制(平成23年度版)』財経詳報社.

林宏昭(2011)『税と格差社会』日本経済新聞出版社.

山本栄一(1989)『都市の財政負担』有斐閣.

横山直子(1998)「わが国における所得税納税システムの問題点 - 徴税コストと徴税行政の公平性 - 」『関西学院経済学研究』第29号.

横山直子(2000)「源泉徴収・年末調整システムにおける徴税コスト」『経済情報学論集』第14号.

横山直子(2008)「納税協力費と納税意識」『経済学論究』第62巻第1号(関西学院大学経済学部研究会).

横山直子(2009)「所得税と住民税に関する徴税制度・納税制度」『経済情報学論集』第28号.

横山直子(2010)「所得税に関する納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第29号.

横山直子(2011a)「わが国における徴税費・納税協力費の測定と特徴」『経済情報学論集』第30号.

横山直子(2011b)「わが国における消費税の納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第31号.

Compliance Costs of Income Tax and Consumption Tax

YOKOYAMA Naoko

Key Words: Income Tax, Consumption Tax, Withholding Income Tax System, Tax Compliance Costs

Abstract

Characteristics of tax compliance costs for income tax are many and various. Tax compliance costs for self-assessment taxpayers are high level. Because employers incur compliance costs of collecting income tax at source for employee, compliance costs for employers are high, and for withholding income taxpayers, the compliance costs are small. Tax compliance costs of consumption tax are relatively high. And also characteristics of tax consciousness of income tax and consumption tax are various and important. Tax consciousness for self-assessment taxpayers is extremely high.

This paper clarifies these characteristics of compliance costs of income tax and consumption tax. The features of this paper are to measure compliance costs of income tax and consumption tax and compare these compliance costs. That is to say, this paper considers what influence tax compliance costs and how to reduce tax compliance costs with increase in tax consciousness of income tax and consumption tax.